# Press Release



平成23年9月12日沖縄電力株式会社

# 定額電灯および公衆街路灯Aに係る新料金区分の認可申請について

当社は、定額電灯および公衆街路灯Aの電灯料金区分について、「10ワットまでの1灯」および「10ワットをこえ20ワットまでの1灯」に適用する新たな料金区分(以下「新料金区分」といいます。)を設定することとし、本日、経済産業大臣に対し認可申請を行いました。

また、太陽光発電促進付加金につきましても、上記新料金区分に対応するため、 本日、併せて経済産業大臣に対し認可申請を行いました。

なお、本認可申請は、昨今、省エネルギーの観点から、LED照明灯など、従来の照明と比較して高効率かつ小容量の照明の開発が進みつつあり、またその普及が期待されていることを踏まえ対応するものです。

# 1. 新料金区分適用の対象契約

定額電灯または公衆街路灯Aのご契約で、照明機器の入力容量が「10ワットまで」および「10ワットをこえ20ワットまで」のお客さまが適用の対象です。

# 2. 新料金区分の単価

新料金区分の単価は次のとおり認可申請しております。

料金区分	電灯料金単価		太陽光発電促
	定額電灯	公衆街路灯A	進付加金単価
10 ワットまでの 1 灯につき	98円02銭	87円11銭	24 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	150円89銭	134円10銭	49 銭

注)定額電灯および公衆街路灯Aの太陽光発電促進付加金単価は、同じ単価となっております。

#### 3. 新料金区分の適用開始日

平成23年12月1日で申請しております。

#### 4. 新料金区分の適用方法

新料金区分適用の対象となる可能性のあるお客さまに対して、本認可申請が国から認可されたのち、ダイレクトメールにてお手続き方法等をご案内いたします。

添付資料:定額電灯および公衆街路灯Aについて

### 定額電灯および公衆街路灯Aについて

#### 定額電灯とは

電灯\*1または小型機器\*2を使用する小容量の需要で、計量器を設置しない定額制の料金となっております。

主な用途としては、看板灯やアパートの共用灯等があります。

#### 公衆街路灯Aとは

公衆のために設置された電灯\*1または小型機器\*2を使用する小容量の需要で、計量器を設置しない定額制の料金となっております。

主な用途としては、街路灯、交通信号灯等があります。

なお、現行の需要家料金、電灯料金、小型機器料金および太陽光発電促進付加金の単価につきましては、変更はございません。

7年間に 70 ましては、変叉はことで まとが。						
料金区分		料金単価		太陽光発電促		
		定額電灯	公衆街路灯A	進付加金単価		
需要家料金 (1契約につき)		63円00銭	52円50銭	_		
電灯料金	(20 ワットをこえ) 40 ワットまでの 1 灯につき	256 円 62 銭	228円06銭	98 銭		
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	384 円 93 銭	342円09銭	1円47銭		
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	641円55銭	570円15銭	2円45銭		
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	641円55銭	570円15銭	2円45銭		
小型機器料金	50 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	248円55銭	213円79銭	74 銭		
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの1機器につき	433 円 09 銭	375円87銭	1円46銭		
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 100 ボルトアンペアまでごとに	433 円 09 銭	375円87銭	1円46銭		

注) 定額電灯および公衆街路灯 A の太陽光発電促進付加金単価は、同じ単価となっております。

- ※1 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。) をいいます。
- ※2 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器 をいいます。